

昭和三十七年政令第三百二十四号

電気用品安全法施行令

内閣は、電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条、第二十八条第二項、第四十五条第一項及び第五十四条から第五十六条まで（輸出用電気用品）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条第一項の電気用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。（特定電気用品）

第一条の二 法第一条第二項の特定電気用品は、別表第一の上欄に掲げるとおりとする。（証明書の保存に係る経過期間）

第二条 法第九条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第一の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。（検査機関の登録の有効期間）

第二条の二 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。（外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第二条の三 法第四十二条の四第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、該機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。（報告の徵収）

第三条 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のため講じた措置に關する事項その他該電気用品の製造又は輸入の業務に關する事項とする。

法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の販売の事業を行う者は、その製造又は輸入の業務に關する事項は、その販売に係る

電気用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に關する事項その他当該電気用品の販売の業務に關する事項とする。

（輸出用電気用品の特例）

第四条 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第八条（当該電気用品が特定電気用品である場合について、同条及び法第九条第一項）の規定は、適用しない。

第二条 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行ふ者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。この場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

一 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

（権限の委任）

前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定める（権限の委任）

第七条 第五条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七条 第五条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 法第三条、第四条第二項及び第五条から第七条までの規定に基づく経済産業大臣の権限について、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に係るものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（都道府県又は市が処理する事務）

2 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするとときは、法第二十条（七条第一項の規定は、適用しない）

（都道府県又は市が処理する事務）

電気用品について第四条第二項又は第三項の規定による届出をしたものとみなす。

（都道府県又は市が処理する事務）

| |
|---|
| (四) 電線管類の附屬品 (一) に掲げる電線管、(二) に掲げるフロアダクト若しくは(三) に掲げる線樋を接続し、又はこれらの端に接続するものに限り、レジューサーを除く。) |
| (五) ケーブル配線用スイッチボックス |
| 三 ヒューズであつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| (二) 溫度ヒューズ |
| 年 三 年 三 年 三 年 三 年 二 年 二 年 三 年 三 |

| |
|--|
| (二) その他のヒューズ (定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下 (電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下) のものに限り、附則別表第三第二号に掲げるもの及び半導体保護用速動ヒューズを除く。) |
| 四 配線器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下(蛍光灯用ソケットにあっては、一〇〇ボルト以上一、〇〇〇ボルト以下) のものであつて、交流の電路に使用するものに限り、防爆型のもの及び油入型のものを除く。) |
| (一) タンブラー式スイッチ、中間スイッチ、三タイムスイッチその他の点滅器(定格電流が年三〇アンペア以下のものに限り、附則別表第三第三号(二) に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 年 三 年 三 年 三 年 三 年 二 年 二 年 二 年 三 年 三 |

| |
|---|
| 5 漏電遮断器 |
| (三) カットアウト (定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。) |
| (四) 接続器及びその附屬品であつて、次に掲げるもの(定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のものに限り、接続器及びその附屬品であるものに限る。) |
| 6 漏電遮断器 |
| (三) カットアウト (定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。) |
| (四) 接続器及びその附屬品であつて、次に掲げるもの(定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のものに限り、接続器及びその附屬品であるものに限る。) |
| (五) ケーブル配線用スイッチボックス |
| 三 ヒューズであつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| (二) 溫度ヒューズ |
| 年 三 年 三 年 三 年 三 年 二 年 二 年 二 年 三 年 三 |

| |
|--|
| (二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (七) 電気冷房機 (電動機の定格消費電力の二合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。) |
| (八) 空気清浄機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (九) 電気グラインダー、電気ドリル、電気ハンドラ等の電気工具 (定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) |
| (一〇) 電気マッサージ器 |
| (二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (七) 電気冷房機 (電動機の定格消費電力の二合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。) |
| (八) 空気清浄機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (九) 電気グラインダー、電気ドリル、電気ハンドラ等の電気工具 (定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) |
| (一〇) 電気マッサージ器 |
| (二) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具 (口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限る。) その他の白熱電灯器具及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限り、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (二) 電気ホットプレート及び電気フライパン |
| (二) 電気髪ごて及びヘアカーラー |
| (二) 電気ボンブ (定格消費電力が一・五キロワット以下のものに限り、附則別表第四第四号(六五) に掲げるもの並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| (二) 電気芝刈機及び電気刈込み機 |
| (四) 電気芝刈機 |
| (五) 毛髪乾燥機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機その他の理容用電動力のを除く。) |
| 5 配線用遮断器 |
| 3 圧力スイッチ (定格動作圧力が二九四キロパスカル以下のものに限る。) |
| 4 ミシン用コントローラー |
| 2 フロートスイッチ |
| 1 箱開閉器 (カバー付スイッチを含む。) |
| 3 圧力スイッチ (定格動作圧力が二九四キロパスカル以下のものに限る。) |
| 4 ミシン用コントローラー |
| 5 配線用遮断器 |

| |
|---|
| 附則別表第一 |
| 一 電線 (定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下のものに限り、(導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下) のものに限る。) |
| (一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの (導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下) のものに限る。 |
| 1 ゴム絶縁電線 (絶縁体が合成ゴムのものを含む。) |
| 2 合成樹脂絶縁電線 (附則別表第三第一号(二) に掲げるものを除く。) |
| (二) ケーブル (導体の公称断面積が二二平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外年七 |

| |
|---|
| (三) カソトアウト (定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。) |
| (四) 接続器及びその附属品であつて、次に掲げるもの (定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。) |
| 1 差込み接続器 (附則別表第三第三号十(二)に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 2 ねじ込み接続器 (機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 3 ソケット (電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 4 ローナット |
| 5 ジョイントボックス |
| 四 電流制限器 (定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| 五 小形単相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの (定格一次電圧 (放電灯用安定器であつて変圧式以外のものについては、定格電圧) が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| (一) 小形単相変圧器であつて、次に掲げるものの (定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。) |
| 1 家庭機器用変圧器 (2)に掲げるもの並びに附則別表第三第四号(一)「及び」に掲げる年るもの及びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 2 電子応用機械器具用変圧器 (定格容量が七一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |

| | |
|---|--|
| (二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。） | 1 蛍光灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）年 |
| 2 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） | 2 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）年 |
| 3 オゾン発生器用安定器 | 3 オゾン発生器用安定器 |
| (一) 電気便座 | 六 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下の他の電熱器具及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） |
| (二) 電気温蔵庫 | (三) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 |
| (四) 電気温水器 | (五) 電熱式吸入器その他の家庭用電熱治療器（附則別表第三第六号に掲げるものを除く。） |
| (六) 電気スチームバス及びスチームバス用電熱器 | (七) 電気サウナバス及びサウナバス用電熱器 |
| (八) 觀賞魚用ヒーター | (九) 觀賞植物用ヒーター |
| (一〇) 電熱式おもちゃ | |
| (一一) 電気ポンプ（定格消費電力が一・五キロワット以下のものに限り、附則別表第四第 四号（六五）に掲げるもの並びに真空ポン | |

| | | | | |
|--|---|--|-------------------------------------|--------------|
| (一) オイルポンプ、サンンドポンプ及び機械器 具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) | (二) 冷蔵用又は冷凍用のショーケース(定格消費電力が三〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。) | (三) アイスクリームフリーザー(定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (四) ディス포ーバー(定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) | (五) 電気マッサージ器 |
| (六) 自動洗浄乾燥式便器 | | | | |
| (七) 自動販売機(電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く。) | | | | |
| (八) 電気気泡発生器(浴槽において使用するもの以外のものにあっては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。) | | | | |
| (九) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具(附則別表第四第四号(六八)に掲げるものを除く。) | | | | |
| (一) 磁気治療器 | | | | |
| (二) 電撃殺虫器 | | | | |
| (三) 電気浴器用電源装置 | | | | |
| (四) 直流電源装置(交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。) | | | | |
| ト以下の携帯発電機 | | | | |
| 一〇 定格電圧が三〇ボルト以上三〇〇ボル | | | | |
| 年五 | 年五 | 年五 | 年五 | 年五 |

| 附則別表第三及び附則別表第四 削除 | |
|-------------------|--|
|-------------------|--|

| 附則別表第五 | |
|---------------|---|
| 1 蛍光灯電線 | 一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの |
| 2 ネオン電線 | (一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの (導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。) |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | 2 ネオン電線 |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | 1 蛍光灯電線 |

| 殺菌灯用安定器 | |
|---------|---|
| 1 蛍光灯電線 | (一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの (導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。) |
| 2 ネオン電線 | 1 蛍光灯電線 |

| 附則別表第六 | |
|--|--------------------------|
| 1 ナトリウム灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) | 一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるるもの |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |

| | |
|---------------|---------|
| 1 カットアウトスイッチ | 1 蛍光灯電線 |
| 2 ネオン電線 | 2 ネオン電線 |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | 1 蛍光灯電線 |

| | |
|---------------|--|
| 1 カットアウトスイッチ | 2 ライティングダクト及びその附属品 |
| 2 ネオン電線 | 4 電磁開閉器(箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。) |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | (三) ライティングダクト以下のものに限り、短時間定格以下の中であつて、極数が五以下のものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (四) 小形単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあっては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (五) 小形単相変圧器であつて、次に掲げるものの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (六) 電気温きゅう器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (七) 家庭用電動力応用治療器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限り、附則別表第二第七号(五)に掲げるものを除く。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (八) 電子応用機械器具であつて、次に掲げるものの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限り、附則別表第二第七号(五)に掲げるものを除く。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (九) 第二号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。) |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |

| | |
|---------------|---------------|
| 1 カットアウトスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | (二) 電気さく用電源装置 |

| | |
|---------------|---------------|
| 1 カットアウトスイッチ | 1 蛍光灯電線 |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | 2 ネオン電線 |
| 3 分電盤ユニットスイッチ | 3 分電盤ユニットスイッチ |
| 2 カバー付ナイフスイッチ | 2 ネオン電線 |
| 1 カットアウトスイッチ | 1 蛍光灯電線 |

| |
|---|
| (四号) (二)に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| (二) 開閉器であつて、次に掲げるものの(定格電流が一〇〇アンペア以下(電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下)のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| 1 箱開閉器(カバー付スイッチを含む。) 年七 |
| 2 フロートスイッチ 年七 |
| 3 圧力スイッチ(定格動作圧力が二九四キロ・パスカル以下のものに限る。) 年七 |
| 4 ミシン用コントローラー 年七 |
| 5 配線用遮断器 年七 |
| 6 漏電遮断器 年七 |
| (三) カセットアウト(定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。) 年七 |
| (四) 接続器具及びその附属品であつて、次に掲げるもの(定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。) 年七 |
| 1 差込み接続器(別表第二第四号(三)に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) 年七 |
| 2 ねじ込み接続器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) 年七 |
| 3 ソケット(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) 年七 |
| 4 ローゼット 年七 |
| 5 ジョイントボックス 年七 |
| 四 電流制限器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、変圧式以外のものにあっては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇 |
| 五 小形單相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあっては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇 |

| | | |
|---|--|---|
| (二) 小形單相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。） | 1 家庭機器用変圧器（(2)に掲げるもの並びに別表第二第五号（一）」及び（二）に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） | 2 電子応用機械器具用変圧器（定格容量が七一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） |
| (一) 電気便座 | 3 オゾン発生器用安定器 | 4 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） |
| (二) 電気温蔵庫 | | 5 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） |
| (三) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 | | 6 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） |
| (四) 電気温水器 | | 7 電熱式吸入器その他の家庭用電熱治療器（別表第二第七号（五七）に掲げるものを除く。） |
| (五) 電熱式吸入器その他の家庭用電熱治療器（別表第二第七号（五七）に掲げるものを除く。） | | 8 電気スチーモバス及びサウナバス用電熱器 |
| (六) 電気スチーモバス及びサウナバス用電熱器 | | (七) 電気サウナバス及びサウナバス用電熱器 |

別表第二（第一条関係）

| | |
|---|---|
| (二) 電擊殺虫器 | (四) 直流電源装置（交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。） |
| (三) 電気浴器用電源装置 | (一〇) 定格電圧が三〇ボルト以上三〇〇ボルト以下の携帯発電機 |
| 別表第二（第一条関係） | 一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるものの (二) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。） 1 萤光灯電線 2 ネオン電線 |
| (二) ケーブル（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下、導体の公称断面積が二二平方ミリメートルを超える一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。） (三) 電気温床線 | (一) 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであつて、次に掲げるもの（銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のものを除く。） (二) 電線管（可撓電線管を含み、内径が一二〇ミリメートル以下のものに限る。） (二) フロアダクト（幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。） (三) 線樋（幅が五〇ミリメートル以下のものに限る。） (四) 電線管類の附属品（(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はこれらの端に接続するものに限り、レジューサーを除く。） (五) ケーブル配線用スイッチボックス 三 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下ヘルツのものに限る。） |

| | |
|---|--|
| (二十三) 電気かつお節削機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (四二) 换気扇 (定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (二十四) 電気水削機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (六二) 電気オルゴー |
| (二五) 電気洗米機 (定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) | (六三) ベル、ブザー、チャイム及びサイレン |
| (二六) 野菜洗浄機 (定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) | (四三) 送風機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。) |
| (二七) 電気食器洗機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (四四) 電気冷房機 (電動機の定格消費電力の合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。) |
| (二八) 精米機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (五四) 電気冷風機 (定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (二九) ほうじ茶機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。) | (五六) 電気冷風機 (定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (三〇) 包装機械及び荷造機械 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (四六) 電気除湿機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| (三一) 電気置時計及び電気掛時計 | (四七) ファンコイルユニット及びファン付コンベクター (定格消費電力が三〇ワット以下のものに限る。) |
| (三二) 自動印画定着器及び自動印画水洗機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) | (四八) 温風暖房機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものであつて、熱源としてガス又は石油を使用するものに限る。) |
| (三三) 事務用機械器具であつて、次に掲げるもの | (四九) 電気温風機 (定格消費電力が五キロワット以下の電熱装置を有するものに限る。) |
| 1 謄写機及び事務用印刷機 (長幅が五一五ミリメートル以下及び短幅が三六四ミリメートル以下の物の印刷に使用するものに限る。) 並びに | (五〇) 電気加湿機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。) |
| 2 タイムレコード及びタイムスタンプ | (五一) 空気清淨機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。) |
| 3 電動タイプライター | (五二) 電気除臭機 |
| 4 帳票分類機 | (五三) 電気芳香拡散機 |
| 5 文書細断機及び電動断裁機 | (五四) 電気掃除機、電気コードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸いん機 (定格消費電力が一キロワット以下の電気掃除機にあつては、一・五キロワット以下のものに限る。) |
| 6 紙とじ機、穴あけ機及び番号機 | (五五) 電気床磨き機 (定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。) |
| 7 チエックライター、硬貨計数機及び紙幣計数機 | (五六) 電気靴磨き機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。) |
| 8 ラベルタグ機械 | (五七) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機 (定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限る。) |
| (三四) ラミネーター | (五八) 電気洗濯機 (定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限る。) |
| (三五) 洗濯物仕上機械及び洗濯物折畳み機械 | (五九) 電気脱水機 (定格消費電力が一キロワット以下の電動機を使用する遠心分離式のものであつて、繊維製品の脱水に使用するものに限る。) |
| (三六) おしほり巻機 (定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。) | (六〇) 電気乾燥機 (定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、毛髮乾燥機を除く。) |
| (三七) 自動販売機 (別表第一第七号(七)に掲げるものの及び乗車券用のものを除く。) 及び両替機 | (六一) 電気歯ブラシ及び電気ブラン |
| (三八) 理髪机 | (六二) 電気歯ブラシ |
| (三九) 電気歯ブラシ及び電気ブラン | (六三) 電子式卓上計算機及び電子式金錢登録機 |
| (四〇) 毛髮乾燥機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機その他の理容用電動力応用機械器具 | (六四) インターホン |
| (四一) 扇風機及びサーチューレーター (定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。) | (六五) 電子式楽器 |
| (六〇) 電気乾燥機 (定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、毛髮乾燥機を除く。) | (六六) ラジオ受信機、テープレコード、レコードプレーヤー、ジュークボックスその他の音響機器 |
| (六一) 電気乾燥機 (定格消費電力が一キロワット以下の電動機を使用する遠心分離式のものであつて、繊維製品の脱水に使用するものに限る。) | (六七) ビデオテープレコード |
| (六二) 電気乾燥機 (定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、写真引伸機にあつては、自動露光装置又は印画紙の自動送り装置を有するものを除く。) | (六八) 消磁器 |
| (六三) テレビジョン受信機 (産業用テレビジョン受信機を除く。) | (六九) テレビジョン受信機 (産業用テレビジョン受信機を除く。) |
| (六四) テレビジョン受信機 (テレビジョン受信機用ブースター) | (七〇) テレビジョン受信機用ブースター |
| (六五) 高周波ウエルダー (定格高周波出力が二・五キロワット以下のものに限る。) | (七一) 高周波ウエルダー |
| (六六) 電子レンジ | (七二) 電子レンジ |

| |
|--|
| (二三) 超音波ねずみ駆除機 |
| (一四) 超音波加湿機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。） |
| (一五) 超音波洗浄機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。） |
| (一六) 電子応用遊戯器具（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。） |
| (一七) 家庭用低周波治療器 |
| (一八) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。） |
| 一一 第三号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。） |
| (一) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具 |
| (二) 調光器（定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限る。） |
| (三) 電気ペンシル |
| (四) 漏電検知器 |
| (五) 防犯警報器 |
| (六) アーク溶接機（定格電圧が一五〇ボルトを超えるものにあつては、定格二次電流が一三〇アンペア以下のものに限る。） |
| (七) 雑音防止器（テレビジョン受信機又はラジオ受信機の雑音の原因となる高周波の電流が伝わることを防止するものであつて、コンデンサー又はコンデンサー及びコイルを主たる構成要素とするものに限り、定格電流が五アンペアを超えるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） |
| (八) 医療用物質生成器 |
| (九) 家庭用電位治療器 |
| (一〇) 電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。） |
| (一一) 電気さく用電源装置 |
| 一二 リチウムイオン蓄電池（単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。） |